

火の用心



秋の火災予防運動が始まります。

11月9日(火)から15日(月)まで、全国一斉に「秋の全国火災予防運動」が実施されます。火災が発生しやすい季節を迎えるため、火の取扱いには十分注意し、火災を起こさないように気を付けましょう。

また、近年の出火原因第1位は「野焼き・たき火」となっております。野焼きや大規模なたき火を行う前には、お近くの消防署へ『届出』をお願いいたします。

(西消防署 (0868)54-5119 西消防署奥津出張所 (0868)52-0929)

次のことなどに注意し、防火に努めましょう。

- ・たき火等を行った後は確実に火を消し、確認しましょう。(野焼きは例外を除き法律で禁止されています。)
- ・家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ・たばこの吸殻の投げ捨ては、絶対にやめましょう。
- ・ガスコンロ等を使用しているときは、その場から離れないようにしましょう。
- ・室内で洗濯物等を乾かすときは、ストーブの近くに干さないようにしましょう。



お問い合わせ先 鏡野町暮らし安全課 生活安全係 担当:築山 電話(0868)54-2621

家庭の省エネ機器導入促進補助金について

【目的】

- ・町内の家庭の省エネルギー化の促進及び温室効果ガス排出抑制を図るため、省エネ機器を導入する個人に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

【対象機器（※未使用品であること。リサイクル、リユース品は対象外。）】

- ・薪ストーブ等：薪ストーブ、ペレットストーブ（暖房・給湯併用型を含む）
- ・高効率給湯器：電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器、ガスエンジン給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器
- ・蓄電池等：定置型リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
- ・電気自動車等：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車

【補助対象者】

- ・町内に居住する又は居住する予定の個人で、世帯員全員が町税等を完納している方。建物所有者の同意が得られている方。

【補助金対象経費及び補助金額】

対象機器	補助率	上限額	制限
薪ストーブ等	1/4	5万円	1住宅につき 1回まで
高効率給湯器	1/3	6万円	
蓄電池等	1/10	10万円	1世帯1台まで
電気自動車等	1/20	15万円	

※ただし、補助対象経費は、**本体購入代金のみ**とし、他の補助金等を受ける場合は、その額を控除した額とします。また、補助金額に千円未満の端数があるときは、切り捨てます。

【注意事項】

- ・補助金交付申請額が**予算額に達し次第、今年度の受付を締め切ります**ので、希望される方はお早めにお申し込みください。

お問い合わせ先 鏡野町暮らし安全課 環境係 担当:沼 電話(0868)54-2780